

新型コロナウイルス感染症 対策支援金のお知らせ

朝日町独自の
事業者さんへの
支援金です！

コロナ禍において原油価格高騰に連動した燃料費の高騰に直面する町内の事業者に対して、対象経費の費用額に応じて支援金を給付します。

○朝日町燃料費高騰対策支援金

【対象事業者】

下記の①、②に該当する事業者が対象となります。

- ①平成30年1月1日～令和4年3月31日までの任意の1年間において、「水道光熱費」及び「燃料費」等に経理される費用（電気料、ガス、灯油、軽油、重油、ガソリンの合計額）が年間100万円を超える事業所
- ②主たる事業が、日本標準産業分類における下記の業種であること
 - (1) 大分類H：中分類：43 道路旅客運送業、44 道路貨物運送業
 - (2) 大分類M：中分類：75 宿泊業、76 飲食店
 - (3) 大分類N：中分類：78 洗濯・理容・美容・浴場業※複数の業種を営んでいる場合は「主たる事業」が上記に該当する場合

【支援金額】

区分	燃料費合計額	支援金額	区分	燃料費合計額	支援金額
①	100万円～200万円未満	20万円	⑥	1,000万円～2,000万円未満	200万円
②	200万円～300万円未満	40万円	⑦	2,000万円～3,000万円未満	400万円
③	300万円～400万円未満	60万円	⑧	3,000万円～4,000万円未満	600万円
④	400万円～500万円未満	80万円	⑨	4,000万円～5,000万円未満	800万円
⑤	500万円～1,000万円未満	100万円	⑩	5,000万円超	1,000万円

【提出書類】

1. 申請書
2. 町内における営業実態が確認できるもの
3. 任意の1年間における対象費用額が確認できる資料（決算書・帳簿等）
4. 請求書
5. 振込先口座がわかるもの（通帳の写し等）

※その他必要な資料を求める場合があります。

※申請書、請求書は役場商工観光課にあります。（町HPからダウンロード可）

【申請期間】 令和4年12月27日（火）まで

申請・お問い合わせ・・・役場商工観光課（Tell 83-1100）